

○厚生労働省告示第六十四号

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）第五条の二、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）第三条第一号ト(4)、ヲ並びにワ、社会福祉主事養成機関等指定規則（平成十二年厚生省令第五十三号）第三条第十二号、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年文部科学省令第二号）第三条第一号ト(4)、ヲ並びにワ及び社会福祉に

に関する科目を定める省令（平成二十年厚生労働省令第三号）第四条第二号二、第六号並びに第七号の規定に基づき、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ並びに社会福祉士に関する科目を定める省令第四条第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業等の一部を改正する告示

を次のように定める。

令和二年三月六日

社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第二条第一号ヲ及び第五条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第四条第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業等の一部を改正する告一小

（社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第二条第一号ヲ及び第五条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第四条第六号の規定に準づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業の一一部改正）

第一条 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第四条第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業（昭和六十二年厚生省告示第二百三号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

	改 正	後
2	社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ワ及び第五条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第四条第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業	
（略）	1　社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号。以下「養成施設規則」という。）第三条第一号ワ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年文部科学省令第二号。以下「学校規則」という。）第三条第一号ワ及び社会福祉に関する科目を定める省令（平成二十年文部科学省令第三号）第四条第六号に規定する厚生労働大臣が別に定める施設又は事業は、次に掲げる施設又は事業とする。	1　社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号。以下「養成施設規則」という。）第三条第一号ヲ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年文部科学省令第二号。以下「学校規則」という。）第三条第一号ヲ及び社会福祉に関する科目を定める省令（平成二十年文部科学省令第三号）第四条第六号に規定する厚生労働大臣が別に定める施設又は事業は、次に掲げる施設又は事業とする。
一〇十八　（略）	一〇十八　（略）	一〇十八　（略）
2	改 正	前
（略）	1　社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第四条第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業	1　社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第四条第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業
一〇十八　（略）	一〇十八　（略）	一〇十八　（略）

社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ワ及び第五条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ワ及び第五条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定め省令第四条第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業
社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）。以下「養成施設規則」という。）第三条第一号ワ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年文部科学省令第二号。以下「学校規則」という。）第三条第一号ワ及び社会福祉に関する科目を定める省令（平成二十年文部科学省令第三号）第四条第六号に規定する厚生労働大臣が別に定める施設又は事業は、次に掲げる施設又は事業とする。

(社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ワ及び第五条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ワ及び第五条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第四条第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業の一部改正)
第二条 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ワ及び第五条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ワ及び第五条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第四条第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業の一部を次の表のように改正する。

社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ワ及び第五条第十四号イ、社会福祉士介

社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ワ及び第五条第十四号イ、社会福祉士介

護福祉士学校指定規則第三条第一号ワ及び第五条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第四条第一項第七号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業

の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業

規則」という。)第三条第一号ワ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成二十年厚生労働省文部科学省)

規則」という。)第三条第一号ワ、社会福祉士学校指定規則(平成二十一年厚生労働省文部科学省)

一 医学概論	改	正	後
二 心理学と心理的支援			
三 社会学と社会システム			
四 社会福祉の原理と政策			
五 社会保障			
六 権利擁護を支える法制度			
七 地域福祉と包括的支援体制			
八 障害者福祉			

令第二号。以下「学校規則」という。)第三条第一号ワ及び社会福祉に関する科目を定める省令(平成二十年文部科学省令第三号)第四条第一項第七号に規定する厚生労働大臣が別に定める施設又は事業は、次に掲げる施設又は事業とする。		
第三条 社会福祉主事養成機関等指定規則第三条第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業(昭和六十二年厚生省告示第二百三号)第一項に規定する施設及び事業		
第四条 社会福祉主事養成機関等指定規則第三条第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業の一部を次の表のように改正する。		
(社会福祉主事養成機関等指定規則第三条第十二号に規定する厚生労働大臣が別に定める施設及び事業の一部改正)		
改	正	後
社会福祉主事養成機関等指定規則(平成十二年厚労省令第五十三号)第三条第十二号に規定する厚生労働大臣が別に定める施設及び事業は、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ワ及び第五条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ワ及び第五条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第四条第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業(昭和六十二年厚生省告示第二百三号)第一項に規定する施設及び事業	社会福祉主事養成機関等指定規則(平成十二年厚労省令第五十三号)第三条第十二号に規定する厚生労働大臣が別に定める施設及び事業は、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第四条第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業(昭和六十二年厚生省告示第二百三号)第一項に規定する施設及び事業	社会福祉主事養成機関等指定規則(平成十二年厚労省令第五十三号)第三条第十二号に規定する厚生労働大臣が別に定める施設及び事業は、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ワ及び第五条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ワ及び第五条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第四条第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業(昭和六十二年厚生省告示第二百三号)第一項に規定する施設及び事業
(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第五条の二の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める科目的一部改正)		
第五条 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第五条の二の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める科目的一部を次の表のように改正する。		
(傍線部分は改正部分)		
改	正	前
社会福祉主事養成機関等指定規則(平成十二年厚労省令第五十三号)第三条第十二号に規定する厚生労働大臣が別に定める施設及び事業は、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ワ及び第五条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ワ及び第五条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第四条第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業(昭和六十二年厚生省告示第二百三号)第一項に規定する施設及び事業	社会福祉主事養成機関等指定規則(平成十二年厚労省令第五十三号)第三条第十二号に規定する厚生労働大臣が別に定める施設及び事業は、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第四条第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業(昭和六十二年厚生省告示第二百三号)第一項に規定する施設及び事業	社会福祉主事養成機関等指定規則(平成十二年厚労省令第五十三号)第三条第十二号に規定する厚生労働大臣が別に定める施設及び事業は、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ワ及び第五条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ワ及び第五条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第四条第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業(昭和六十二年厚生省告示第二百三号)第一項に規定する施設及び事業
(社会福祉主事養成機関等指定規則第三条第十二号に規定する厚生労働大臣が別に定める科目的一部改正)		
第五条 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第五条の二の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める科目的一部を次の表のように改正する。		
(傍線部分は改正部分)		
改	正	前
人体の構造と機能及び疾病		
心理学理論と心理的支援		
社会理論と社会システム		
現代社会と福祉		
地域福祉の理論と方法		
福祉行政と福祉計画		
社会保障		
障害者に対する支援と障害者自立支援制度		

九 刑事司法と福祉
十 ソーシャルワークの基礎と専門職
十一 ソーシャルワークの理論と方法
十二 社会福祉調査の基礎

(社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ト(4)、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ト(4)及び社会福祉に関する科目を定める省令第四条第二号ニに規定する厚生労働大臣が別に定める基準の一部改正)

第六条 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ト(4)、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ト(4)及び社会福祉に関する科目を定める省令(以下「科目省令」という。)第四条第二号ニに規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 イに掲げる科目に関する社会福祉士実習演習担当教員講習会の内容は、別表基礎分野の項及び演習分野の項に定めるもの以上(口及びハに掲げる科目に関する社会福祉士実習演習担当教員講習会の課程を修了した者にあっては、別表演習分野の項に定めるもの以上)であることとし、口及びハに掲げる科目に関する社会福祉士実習演習担当教員講習会の内容は、別表基礎分野の項及び実習分野の項に定めるもの以上(イに掲げる科目に関する社会福祉士実習演習担当教員講習会の課程を修了した者にあっては、別表実習分野の項に定めるもの以上)であること。

イ 養成施設規則別表第一(及び学校規則別表第一)に定めるソーシャルワーク演習及びソーシャルワーク演習(専門)並びに科目省令第一条第十六号及び第三条第十三号に定める相談援助演習(以下「ソーシャルワーク演習等」という。)
ロ 養成施設規則別表第一(及び学校規則別表第一)に定めるソーシャルワーク実習指導並びに科目省令第一条第十七号及び第三条第十四号に定める相談援助実習指導(以下「ソーシャルワーク実習指導等」という。)
ハ 養成施設規則別表第一(及び学校規則別表第一)に規定するソーシャルワーク実習並びに科目省令第十八条号及び第三条第十五号に規定する相談援助実習(以下「ソーシャルワーク実習等」という。)

別表

基礎分野	分野	科	目	履修方法	時間数
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ソーシャルワークの基礎と専門職	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ソーシャルワークの理論と方法	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

三 (略)

別表

基礎分野	分野	科	目	履修方法	時間数
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
相談援助の基礎と専門職	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
相談援助の理論と方法	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

三 (略)

九 刑事司法と福祉
十 ソーシャルワークの基礎と専門職
十一 ソーシャルワークの理論と方法
十二 社会福祉調査の基礎

(社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ト(4)、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ト(4)及び社会福祉に関する科目を定める省令第四条第二号ニに規定する厚生労働大臣が別に定める基準(平成二十年厚生労働省告示第五百六十六号)の一部を次の表のように改正する。

九 低所得者に対する支援と生活保護制度
十 保健医療サービス
十一 権利擁護と成年後見制度

(新設)

(傍線部分は改正部分)

第六条 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ト(4)及び社会福祉に関する科目を定める省令第四条第二号ニに規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 イに掲げる科目に関する社会福祉士実習演習担当教員講習会の内容は、別表基礎分野の項及び演習分野の項に定めるもの以上(口及びハに掲げる科目に関する社会福祉士実習演習担当教員講習会の課程を修了した者にあっては、別表演習分野の項に定めるもの以上)であることとし、口及びハに掲げる科目に関する社会福祉士実習演習担当教員講習会の内容は、別表基礎分野の項及び実習分野の項に定めるもの以上(イに掲げる科目に関する社会福祉士実習演習担当教員講習会の課程を修了した者にあっては、別表実習分野の項に定めるもの以上)であること。

イ 養成施設規則別表第一(学校規則別表第一)並びに科目省令第一条第十六号及び第三条第十三号に定める相談援助演習
ロ 養成施設規則別表第一(学校規則別表第一)並びに科目省令第一条第十七号及び第三条第十四号に定める相談援助実習指導

ハ 養成施設規則別表第一(学校規則別表第一)並びに科目省令第一条第十八号及び第三条第十五号に定める相談援助実習

三 (略)

九 低所得者に対する支援と生活保護制度
十 保健医療サービス
十一 権利擁護と成年後見制度

(新設)

	寒習分野					演習分野
合	(略)	(略)	ソーシャルワーク演習方法論Ⅰ	ソーシャルワーク演習方法論Ⅱ	ソーシャルワーク演習方法論Ⅲ	ソーシャルワーク演習概論
計	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	寒習分野					演習分野
合	(略)	(略)	相談援助演習方法論Ⅲ	相談援助演習方法論Ⅱ	相談援助演習方法論Ⅰ	相談援助演習概論
計	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考

ソーシャルワーク演習を含むものとする。

ソーシャルワーケン演習方法論IIIは、ソーシャルワーケン演習等の教育の内容及び方法に関する事項を含むものとする。

ソーシャルワーケン演習方法論Ⅲは、ソーシャルワーケン演習等において使用する教材に関する事項を含むものとする。

四 実習指導方法論Ⅰは、ソーシャルワーク実習等の意義に関する事項を含むものとする
五 実習指導方法論Ⅱは、ソーシャルワーク実習指導等の教育の内容及び方法に関する事項を含むものとする。

六 実習指導方法論Ⅲは、ソーシャルワーク実習等における教育上のスーパービジョンに関する論議を含むものとする。

七 実習指導方法論IVは、ソーシャルワーク実習等の評価方法に関する事項を含むものとする。
る事項を含むものとする。

社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ト(4)、社会福祉士介護福祉士学校指定に定める基準の一部を次の表のように改正する。

改正後

社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（以下「養成施設規則」という。）第三条第一号ト4、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（以下「学校規則」という。）第三条第一号ト4及び社会福祉に関する科目を定める省令（以下「科目省令」という。）第四条第一項第二号ニに規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、次とのおりとする。

養成施設規則第三条第一号ト(4)、学校規則第三条第一号ト(4)又は科目省令第四条第一項第二号二に規定する講習会（以下「社会福祉士実習演習担当教員講習会」という。）を行う者は、別表の分野の欄に定めるすべての科目について講習を行うことができる法人であること。

養成施設規則第三条第一号ト(4)、学校規則第三条第一号ト(4)又は科目省令第四条第二号ニに規定する講習会（以下「社会福祉士実習演習担当教員講習会」という。）を行う者は、別表の分野の欄に定めるすべての科目について講習を行なうことができる法人であること。

二 イに掲げる科目に関する社会福祉士実習演習担当教員講習会の内容は、別表基礎分野の項及び演習分野の項に定めるもの以上（口及びハに掲げる科目に関する社会福祉士実習演習担当教員講習会の課程を修了した者にあつては、別表演習分野の項に定めるもの以上）であることとし、口及びハに掲げる科目に関する社会福祉士実習演習担当教員講習会の内容は、別表基礎分野の項及び実習分野の項に定めるもの以上（イに掲げる科目に関する社会福祉士実習演習担当教員講習会の課程を修了した者にあつては、別表実習分野の項に定めるもの以上）であること。

イ 養成施設規則別表第一「学校規則別表第一並びに科目省令第一条第二十号及び第三条第十五号に定めるソーシャルワーク演習並びに養成施設規則別表第一、学校規則別表第一並びに科目省令第二十一条第二十一号及び第三条第十六号に定めるソーシャルワーク演習（専門）（以下「ソーシャルワーク演習等」という。）」

ロ 養成施設規則別表第一「学校規則別表第一並びに科目省令第一条第二十二号及び第三条第十七号に定めるソーシャルワーク実習指導

ハ 養成施設規則別表第一「学校規則別表第一並びに科目省令第一条第二十三号及び第三条第十八号に規定するソーシャルワーク実習

備考
一～三（略）

四 実習指導方法論Iは、ソーシャルワーク実習の意義に関する事項を含むものとする。
五 実習指導方法論IIは、ソーシャルワーク実習指導の教育の内容及び方法に関する事項を含むものとする。

六 実習指導方法論IIIは、ソーシャルワーク実習における教育上のスパービジョンに関する事項を含むものとする。

七 実習指導方法論IVは、ソーシャルワーク実習の評価方法に関する事項を含むものとする。

（社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ワ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号改正）

第八条 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ワ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ワ及び社会福祉に関する科目を定める省令第四条第七号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準（平成二十年厚生労働省告示第五百八十八号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

二 イに掲げる科目に関する社会福祉士実習演習担当教員講習会の内容は、別表基礎分野の項及び演習分野の項に定めるもの以上（口及びハに掲げる科目に関する社会福祉士実習演習担当教員講習会の課程を修了した者にあつては、別表演習分野の項に定めるもの以上）であることとし、口及びハに掲げる科目に関する社会福祉士実習演習担当教員講習会の内容は、別表基礎分野の項及び実習分野の項に定めるもの以上（イに掲げる科目に関する社会福祉士実習演習担当教員講習会の課程を修了した者にあつては、別表実習分野の項に定めるもの以上）であること。

イ 養成施設規則別表第一及び学校規則別表第一に定めるソーシャルワーク演習及びソーシャルワーク演習（専門）並びに科目省令第一条第十六号及び第三条第十三号に定める相談援助演習（以下「ソーシャルワーク演習等」という。）

ロ 養成施設規則別表第一及び学校規則別表第一に定めるソーシャルワーク実習指導並びに科目省令第一条第十七号及び第三条第十四号に定める相談援助実習（以下「ソーシャルワーク実習指導等」という。）

ハ 養成施設規則別表第一及び学校規則別表第一に規定するソーシャルワーク実習並びに科目省令第一条第十八号及び第三条第十五号に規定する相談援助実習（以下「ソーシャルワーク実習等」という。）

備考
一～三（略）

四 実習指導方法論Iは、ソーシャルワーク実習等の意義に関する事項を含むものとする。
五 実習指導方法論IIは、ソーシャルワーク実習指導等の教育の内容及び方法に関する事項を含むものとする。

六 実習指導方法論IIIは、ソーシャルワーク実習等における教育上のスパービジョンに関する事項を含むものとする。

七 実習指導方法論IVは、ソーシャルワーク実習等の評価方法に関する事項を含むものとする。

（社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ワ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ワ及び社会福祉に関する科目を定める省令第四条第七号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準の一部改正）

第八条 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ワ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ワ及び社会福祉に関する科目を定める省令第四条第七号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準（平成二十年厚生労働省告示第五百八十八号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改	正	後
---	---	---

改	正	前
---	---	---

社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ワ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ワ及び社会福祉に関する科目を定める省令第四条第七号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準

社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ワ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ワ及び社会福祉に関する科目を定める省令第四条第七号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準

社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（以下「養成施設規則」という。）第三条第一号ワ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（以下「学校規則」という。）第三条第一号ワ及び社会福祉に関する科目を定める省令（以下「科目省令」という。）第四条第七号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、次のとおりとする。

一 養成施設規則第三条第一号ワ、学校規則第三条第一号ワ及び科目省令第四条第七号に規定する講習会（以下「社会福祉士実習指導者講習会」という。）を行う者は、法人である」と。

二・三 （略）

別記様式中「第3条第1号ワ」を「第3条第1号カ」に改める。

（社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号カ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号カ及び社会福祉に関する科目を定める省令第四条第七号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準の一部改正）

第九条 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号カ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号カ及び社会福祉に関する科目を定める省令（以下「科目省令」という。）第四条第七号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準の一部を次のように改正する。

次の表のよう改正する。

	改	正	後
社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号カ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号カ及び社会福祉に関する科目を定める省令第四条第一項第八号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準	社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（以下「養成施設規則」という。）第三条第一号カ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（以下「学校規則」という。）第三条第一号カ及び社会福祉に関する科目を定める省令（以下「科目省令」という。）第四条第七号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準	社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（以下「養成施設規則」という。）第三条第一号カ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（以下「学校規則」という。）第三条第一号カ及び社会福祉に関する科目を定める省令（以下「科目省令」という。）第四条第七号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準	社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（以下「養成施設規則」という。）第三条第一号カ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（以下「学校規則」という。）第三条第一号カ及び社会福祉に関する科目を定める省令（以下「科目省令」という。）第四条第七号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準
社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（以下「養成施設規則」という。）第三条第一号カ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（以下「学校規則」という。）第三条第一号カ及び社会福祉に関する科目を定める省令（以下「科目省令」という。）第四条第一項第八号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、次のとおりとする。	社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（以下「養成施設規則」という。）第三条第一号カ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（以下「学校規則」という。）第三条第一号カ及び社会福祉に関する科目を定める省令（以下「科目省令」という。）第四条第七号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、次のとおりとする。	社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（以下「養成施設規則」という。）第三条第一号カ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（以下「学校規則」という。）第三条第一号カ及び社会福祉に関する科目を定める省令（以下「科目省令」という。）第四条第七号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、次のとおりとする。	社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（以下「養成施設規則」という。）第三条第一号カ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（以下「学校規則」という。）第三条第一号カ及び社会福祉に関する科目を定める省令（以下「科目省令」という。）第四条第七号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、次のとおりとする。
一 養成施設規則第三条第一号カ、学校規則第三条第一号カ及び科目省令第四条第一項第八号に規定する講習会（以下「社会福祉士実習指導者講習会」という。）を行う者は、法人である」と。	一 養成施設規則第三条第一号カ、学校規則第三条第一号カ及び科目省令第四条第七号に規定する講習会（以下「社会福祉士実習指導者講習会」という。）を行う者は、法人である」と。	一 養成施設規則第三条第一号カ、学校規則第三条第一号カ及び科目省令第四条第七号に規定する講習会（以下「社会福祉士実習指導者講習会」という。）を行う者は、法人である」と。	一 養成施設規則第三条第一号カ、学校規則第三条第一号カ及び科目省令第四条第七号に規定する講習会（以下「社会福祉士実習指導者講習会」という。）を行う者は、法人である」と。
二・三 （略）	二・三 （略）	二・三 （略）	二・三 （略）

別記様式中「第4条第7号」を「第4条第1項第8号」に改める。

（適用期日）

第一条 この告示は、告示の日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

一 第二条、第四条、第七条、第九条、附則第三条、附則第六条及び附則第八条の規定 令和三年四月一日

二 第五条の規定 令和六年四月一日

（経過措置）

第二条 第六条の規定の適用前に第六条の規定による改正前の社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ト⁽⁴⁾、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ト⁽⁴⁾及び社会福祉に関する科目を定める省令第四条第一号ニに規定する厚生労働大臣が別に定める基準（以下「基準告示」という。）に規定する基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られた講習会の課程を修了した者は、第六条の規定の適用の日に、第六条の規定による改正後の基準告示に規定する基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られた講習会の課程を修了した者とみなす。

第三条 第七条の規定の適用前に第七条の規定による改正前の基準告示に規定する基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られた講習会の課程を修了した者は、第七条の規定の適用の日に、第七条の規定による改正後の基準告示に規定する基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られた講習会の課程を修了した者とみなす。

第四条 第七条の規定の適用後に講習会を行おうとする者が行う届出（社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ト⁽⁴⁾、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ト⁽⁴⁾及び社会福祉に関する科目を定める省令第四条第一項第二号ニの規定によりあらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとされる届出をいう。）及びこれに関し必要な手続その他の行為は、第七条の規定の適用においても、同条の規定による改正後の基準告示の規定の例により行うことができる。

社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（以下「養成施設規則」という。）第三条第一号ワ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（以下「学校規則」という。）第三条第一号ワ及び社会福祉に関する科目を定める省令（以下「科目省令」という。）第四条第七号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、次のとおりとする。

一 養成施設規則第三条第一号ワ、学校規則第三条第一号ワ及び科目省令第四条第七号に規定する講習会（以下「社会福祉士実習指導者講習会」という。）を行う者は、法人である」と。

二・三 （略）

（傍線部分は改正部分）

- 第五条 第六条及び第七条の規定による改正後の基準告示第二号イに規定するソーシャルワーク演習及びソーシャルワーク実習（専門）には、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則及び社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号。以下「旧養成施設規則」という。）別表第一及び社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令（令和二年厚生労働省令第一号）第一条の規定による改正前の社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成三十年厚生労働省令第二号。以下「旧学校規則」という。）別表第一に規定する相談援助演習を含むものとする。
- 2 第六条及び第七条の規定による改正後の基準告示第二号ロに規定するソーシャルワーク実習指導には、旧養成施設規則別表第一及び旧学校規則別表第一に規定する相談援助実習指導を含むものとする。
- 3 第六条及び第七条の規定による改正後の基準告示第二号ハに規定するソーシャルワーク実習には、旧養成施設規則別表第一及び旧学校規則別表第一に規定する相談援助実習を含むものとする。
- 第六条 第七条の規定による改正後の基準告示第二号イに規定するソーシャルワーク演習及びソーシャルワーク実習（専門）には、社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令第二条の規定による改正前の社会福祉に関する科目を定める省令（平成二十年厚生労働省令第三号。以下「旧科目省令」という。）第一条第十六号及び第三条十三号に規定する相談援助演習を含むものとする。
- 2 第七条の規定による改正後の基準告示第二号ロに規定するソーシャルワーク実習指導には、旧科目省令第一条第十七号及び第三条第十四号に規定する相談援助実習指導を含むものとする。
- 3 第七条の規定による改正後の基準告示第二号ハに規定するソーシャルワーク実習には、旧科目省令第一条第十八号及び第三条第十五号に規定する相談援助実習を含むものとする。
- 第七条 第八条の規定の適用の際現にある第八条の規定による改正前の様式により使用されている書類は、第八条の規定による改正後の様式によるものとみなす。
- 第八条 第九条の規定の適用の際現にある第九条の規定による改正前の様式により使用されている書類は、第九条の規定による改正後の様式によるものとみなす。